

働きやすい職場環境づくりに取り組む！

# おかやま☆フクシ・カイゴ職場 「すまいる宣言」 認証制度申請の手引書



岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会

岡 山 県

## 《 内 容 》

I 「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」について	P 2
II 宣言の評価項目及び宣言基準（認定基準）	P 4
III 宣言事業所HP公表内容イメージ	P 6
IV 申請から宣言登録・公表までの流れについて	P10
V 申請に必要な書類	P11
VI おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言制度実施要綱	P12

# I 「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」について

## 「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」とは

「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」は、自ら人材育成や就業環境の改善など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、一定の基準を満たした福祉・介護事業所の宣言内容について、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会において確認し、宣言事業所として登録する制度です。そして、確認した内容を公表(見える化)することで、事業所の切磋琢磨を促し、福祉・介護業界全体のレベルアップ、福祉・介護職員の定着、求職者に選んでもらえる職場づくりの推進を目的としています。

### ●宣言制度の効果

本事業は、岡山県実施事業であり、福祉・介護の関係団体で構成される「岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会」が宣言事業所の取組を確認し、公表(見える化)することで、次の効果が期待できます。

#### 【学生・求職者】

- ・求人票だけではわからない、各事業所の人材育成、キャリアパス、給与体系、職場環境などの情報を確認することができ、事業所を選ぶ際の参考となります。
- ・「より進んだ取組・モデル的な取組」など、事業所独自の取組も確認することができます。
- ・事業所で働く職員からのメッセージや、職場の雰囲気わかる写真等も掲載されているので、どのような職場なのかイメージができ、自分に合った職場選びの参考になります。

#### 【事業所】

- ・宣言事業所としてアピールすることができ、職員の採用が有利になります。
- ・職場環境の整備・改善が図られ、人材定着につながります。
- ・他の事業所の「より進んだ取組・モデル的な取組事例」を知ることができ、事業所の新たな取組参考になります。

#### 【事業所の職員】

- ・安心して働き続けることのできる職場になります。
- ・職員自らが「宣言事業所」であることの誇りを持ち、モチベーションの向上につながります。



### ●宣言事業所(本制度の対象となる事業所)

次の各項目のすべてに該当する法人が有する事業所が、宣言できます。

- 県内に法人本部があり、福祉・介護職員が従事する施設・事業所を有する法人であること。  
ただし、全国展開する法人で県外に法人本部がある場合は、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会が認めた場合に限りです。
- 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が実施する「無料職業紹介事業」の求人検索サイト「福祉のお仕事」へ登録をしている法人であること。
- 事業の実施に係る関係法令に違反している法人でないこと。

#### ●岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会ホームページ

福祉・介護の仕事★情報発信『おかやまフクシ・カイゴWEB』で情報発信を行います。

<https://www.okayama-fukushikaigo.jp/>

## ●すまいる宣言事業所のメリット

以下の事業所のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

項目	協議会(岡山県)の取組
①ホームページでの公表	「おかやまフクシ・カイゴWEB」において、すまいる宣言事業所として自ら就業環境の改善等に取り組んでいる内容を広く公表し、県民や学生、求職者等に伝えます。
②岡山県福祉人材センターなどで重点的PRを実施	「岡山県福祉人材センター」などで、すまいる宣言事業所を積極的にPRすることで、学生・求職者等からの応募増が期待できます。また、新聞、ラジオ等メディアを活用した情報発信により、事業所の魅力を広くアピールすることができます。
③福祉の就職フェア岡山等への優先案内 (宣言事業所としてのPR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県・岡山県福祉人材センターが開催する福祉の就職フェア岡山などについて、優先的に案内します。</li> <li>・就職フェア特設サイトにおいて、すまいる宣言事業所を紹介します。</li> <li>・就職フェアでは、学生・求職者へ「宣言事業所」であることを積極的にPRしますので、より適した人材の採用を期待できます。</li> </ul>
④関係団体への積極的PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成校や高校へ、「すまいる宣言事業所」を積極的にPRします。</li> <li>・ハローワーク等へも情報提供を行います。</li> </ul>
⑤すまいる宣言事業所マークの付与(宣言事業所として広報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいる宣言事業所マークを、自法人ホームページや広報・広告などに付けることができます。マークを使用することにより、認証を受けた優良法人であるということをアピールすることができます。</li> <li>すまいる宣言事業所マークの普及ならびに広報啓発にも努めます。</li> </ul>

## ●すまいる宣言事業所マーク

事業所のホームページや名刺・パンフレットなどで宣言事業所マークによるPRを行うことができます。また、宣言事業所の要件として満たすことが必須とされる項目に加え、より進んだ取組・モデル的な取組(P4～P5の◆の取組)を行っている宣言事業所は、次のとおり★の数で「見える化」します。

- ① 必須項目をすべて満たしている …………… ★ (一つ星宣言事業所)
- ② ①に加え、評価区分【Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ】において、
- |                            |       |            |
|----------------------------|-------|------------|
| 1区分でより進んだ取組・モデル的な取組を行っている… | ★★    | (二つ星宣言事業所) |
| 2区分でより進んだ取組・モデル的な取組を行っている… | ★★★   | (三つ星宣言事業所) |
| 3区分でより進んだ取組・モデル的な取組を行っている… | ★★★★  | (四つ星宣言事業所) |
| 4区分でより進んだ取組・モデル的な取組を行っている… | ★★★★★ | (五つ星宣言事業所) |

※「より進んだ取組・モデル的な取組」は、その区分で最低一つ以上取り組んでいれば基準をクリアしたものと認められます



## Ⅱ 宣言の評価項目及び宣言基準（認定基準） 5区分18項目必須

区分	評価項目	宣言基準(認定基準)
Ⅰ 基本項目	1 法人理念・運営方針	①法人理念・運営方針が職場内で共有されている
		②法人理念・運営方針を人材募集関係資料（パンフレットやホームページ等）に明記している
Ⅱ 新規採用職員の育成体制 ★	2 新規採用職員の育成	①新規採用職員の育成計画を策定している
		②新規採用職員の育成計画を職員に周知している
		③新規採用職員の育成計画を人材募集関係資料（パンフレットやホームページ等）に明記している
④新規採用職員を対象とした研修を育成計画に沿って実施している		
⑤OJT指導者又はプリセプター等を設置し、職員に公表している		
⑥OJT指導者又はプリセプター等に対する研修を実施している		
<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>		
	3 離職率	①正規職員の直近3カ年度の離職率が、全国平均(介護労働実態調査)以下である
Ⅲ キャリアパスと人材育成 ★	4 キャリアパス制度の導入	①キャリアパス制度を導入している
		②キャリアパス制度を職員に説明(公表)している
	<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>	
	5 人材育成計画の策定	①キャリアに応じた人材育成計画(資質向上、資格取得支援、評価制度)を策定し、職員に周知している
		<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	6 資質向上研修の実施	①人材育成計画に沿った資質向上研修を実施している
		<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	7 資格取得に対する支援	①人材育成計画に沿った資格取得支援を実施している
<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>		
8 人材育成を目的とした面談・評価制度の実施	①人材育成計画に沿った面談(年1回以上)を実施している	
	②人材育成計画に沿った評価(年1回以上)を実施している	
<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>		

区分	評価項目	宣言基準(認定基準)
IV 給与体系・ 職場環境 ★	9 給与体系又は給料表の導入	①基準をもった給与体系が導入され、職員に周知している ②基準をもった給与体系が適正に運用されている <b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	10 職場環境・多様な働き方の改善	<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	11 休暇制度・労働時間縮減の取組	①休暇取得促進や労働時間短縮のための職場会議(検討会議)を開催している ②休暇取得促進や労働時間短縮の取組を実施している ③休暇取得促進や労働時間短縮のための取組内容を職員に周知し、活用を促進している <b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	12 職員の福利厚生制度	<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	13 育児・介護を両立できる取組	①育児・介護を両立させるための具体的な取組が(育児休暇、看護休暇、介護休暇、子育て休暇など) ②育児・介護を両立させるための取組を実施し、管理している ③育児・介護を両立させるための取組を職員に周知している <b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	14 健康管理に関する取組	①健康管理に関する職場会議(検討会議)を開催している ②健康管理に関する取組を実施し、管理している ③健康管理に関する取組を職員に周知している <b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
V 地域貢献 ★	15 地域交流事業の取組	①地域や学校等との交流事業を実施している ②施設見学、ボランティア受入、職場体験、実習等の受入を行っている <b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
	16 地域貢献・地域公益活動の取組	<b>より進んだ取組・モデル的な取組事例がある【評価・PR項目(★)】</b>
VI 他認証	17 他制度での認証・認定状況	①第三者評価の受審ほか、他制度での認証・認定を受けている
VII 法令遵守	18 関係法令の遵守	①関係法令を遵守することを誓約している ②行政指導監査等における指摘事項等(過去3年間、口頭指導は除く)がない、又は改善の取組を実施している



## 法人からのメッセージ



イメージ

社会福祉の現場は機械や設備で工夫できる部分が少なく、人がすべてです。おかやま会が目指しているものは、利用者に満足していただけるサービスを提供すること、スタッフが安心して働くことができる現場を提供することです。最近、福祉や介護の仕事に対して、マイナスイメージを持たれている方が少なくありません。でも、この仕事は極めて人間的で、意味のある仕事です。日々の現場では、利用者や家族の方と触れ合い、心から「ありがとう」という言葉をいただけます。また、地域社会で安心して働き続けることができるというのも、他の業界にはない魅力だと思います。そのことに加え、私たちの職場では新しい価値を生み出すことを大切にしています。社会や人に対する思いを持った人が、共感する仲間と連携して社会福祉に新しい風を巻き起こすこと。それが私たちの夢です。

## 先輩職員からのメッセージ

自分の中で、どのような仕事に就きたいかまだハッキリと決まっていなかった中、大学の合同説明会で話を聞いて興味を持ち、施設の見学に行きました。現場を見て、人の役に立ち、多くの人に喜びを与えられる仕事、毎日が笑顔で健康で楽しい生活を送っていけるようにサポートしていきたいと思ったのがきっかけです。福祉は「しんどい、大変」といったイメージを持っておられる方が多いかもしれませんが、実際に働いてみると、楽しくやりがいのある仕事だと感じています。介護の知識や経験がなくても、先輩職員の指導があれば心配ないので、ぜひこの業界で共に頑張りましょう！

【特別養護老人ホーム〇〇 倉敷桃子 入職3年目】



イメージ



イメージ

どのような仕事も最初は教わることから始まると、私は思います。福祉の仕事も例外ではありません。利用者さんとの接し方や食事やお風呂のサポートの方法などは、周りのスタッフが教えてくれるので、きっと大丈夫でしょう。指示通りに動くようになった後は、自分で考えて行動できるようになると思います。その時に先輩の動きを見ると、きっと疑問が出てくるはずですが、聞いて納得しての繰り返しで、少しずつ前に進めばいいのではないのでしょうか。当施設では個性的なスタッフが多いです。ぜひとも、皆さんの個性を福祉の仕事で発揮してほしいと思います。興味がある方は元気な心と体力、そして素敵な笑顔があれば十分です。一から勉強のつもりで頑張りましょう！

【障害者支援施設◇◇ 岡山花子 管理職】

## 新規採用職員の育成体制



より進んだ取組・モデル的な取組事例 (★印で記載)

<p>■ 育成体制</p> 	<p>○新卒採用者が集合し親交を深めながら、施設で働くために必要な知識や基本技術などをしっかり習得してから現場に配属となります。 ★プリセプター制度の導入 ・新規採用職員に対し、1年間、専任の先輩職員からマンツーマンで業務を学び、精神的なフォローも行っています。</p>		
<p>■ 採用実績</p>	<p>令和4年度</p>	<p>26人 うち、R5.4.1現在在籍者</p>	<p>20人</p>
	<p>令和3年度</p>	<p>33人 うち、R5.4.1現在在籍者</p>	<p>28人</p>
	<p>令和2年度</p>	<p>16人 うち、R5.4.1現在在籍者</p>	<p>16人</p>
<p>■ 採用率</p>	<p>16.5 % (直近3力年の正規職員在籍者のうち、入職した人の割合)</p>		
<p>■ 離職率</p>	<p>10.7 % (直近3力年の正規職員在籍者のうち、離職した人の割合)</p>		
<p>■ 採用方針</p>	<p>○人物本位で採用します ・学部・学科や資格の有無は問いません。 ・法人理念をよく理解したうえで、与えられた職務に対し熱意を持って取り組み、自信と技術を備えた職員を育てていく方針です。 ○入社後のミスマッチを防ぐ採用活動を行っています ・施設見学(説明会時) ・職員との交流(説明会時) ・内定者体験実習(任意)等</p>		
<p>■ 求める人物像</p>	<p>○人が好き。人を喜ばせることが好きな方 ○相手の立場に立って物事を考えられる方 ○仕事を通じて仲間と共に支え合い、成長したい方 ○人とのふれあいやコミュニケーションを大切にしたい方 ○自身の持つ新しい発想を活かしたい方 ○常に課題点を考え、改善するために主体的に行動できる方</p> 		

## キャリアパスと人材育成

<p>■ キャリアパス制度</p> 	<p>○当法人のキャリアパスは、職位を7段階に分け、「求められる人材像」「対応役職」「職務内容」「必要資格」「受講することが望ましい研修」「必要経験年数」「給与水準」「役職手当」を明確にし、等級制度、人事考課、給与制度等がトータルに構築されています。 ★また、リーダー層の役割や求められる能力などを具体的に説明した『キャリアパスハンドブック』を作成し、職員に配付しています。</p> <table border="1" data-bbox="416 421 1351 465"> <tr> <td>●アセッサー数</td> <td>6人</td> <td>●キャリア段位認定者</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p>●その他有資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症実践リーダー研修修了者 15人</li> <li>・介護福祉士実習指導者講習修了者 10人</li> </ul>	●アセッサー数	6人	●キャリア段位認定者	2人
●アセッサー数	6人	●キャリア段位認定者	2人		
<p>■ 人材育成計画</p>	<p>○階層ごとに、「育成目標」「研修内容」を明確にした年間研修計画を策定し、年間を通して研修を受ける機会を多く用意し、職員のキャリアアップを支援しています。 ○また、人事考課制度を導入し、業務実績・能力等を評価するとともに、個別面談の機会を行い、助言・アドバイスを行い、職員一人ひとりに応じた人材育成を行っています。</p>				
<p>■ 資質向上研修</p>	<p>○経験年数に応じた専門研修の制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目：配属先で勤務される前に10日間程度の研修。その後月1回のペースにて研修。</li> <li>・2年目：年6回程度のフォローアップ研修</li> <li>・3年目：年4回程度のフォローアップ研修、介護福祉士ファーストステップ研修</li> <li>・4～5年目：年4回程度のフォローアップ研修、ブラッシュアップ研修</li> <li>・5年以上・・・リーダー研修</li> <li>・7年以上・・・管理職研修</li> <li>・その他、外部研修への積極的な参加や各施設の特徴に合った研修を実施しています。</li> </ul>				
<p>■ 資格取得支援</p> 	<p>★資格取得講座(勉強会)の随時開講 ★資格取得支援制度(受講料助成等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員初任者研修</li> <li>・介護職員実務者研修</li> <li>・たん吸引研修</li> </ul> <p>★国家資格/介護福祉士 試験対策講座(毎年12月頃～) ※無償受講(テキスト代のみ負担あり)</p> <p>★資格取得祝い金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士合格:8,000円</li> <li>・実務者研修修了者:5,000円</li> </ul>				
<p>■ 面談・評価制度</p> 	<p>○人事考課制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員より提出された実績考課表と能力考課表により、年2回の上司による個別面談を行います。その際、自身が今後どのようにスキルアップして行きたいのか、将来の仕事について(希望職種、異動先)など、職員の日々の思いをくみ取ることで仕事へ対する意識の向上も図ります。</li> <li>・年2回の実績考課により、夏冬の賞与の支給率を決定します。</li> <li>・年2回の実績考課と、年1回の能力考課を基に、年間評価点を決定。この点数により昇給、及び昇格候補者を決定します。</li> </ul> <p>★職員同士の理解を深めるため、「職員同士の相互評価」も実施しています。</p>				

## 給与体系

<p>■ 給与体系の特徴</p>	<p>○給与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給(役割等級別基本給を適用)</li> <li>・諸手当(特殊業務手当、業務手当、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、年末年始勤務手当、特別手当(処遇改善手当))</li> </ul> <p>○賞与(年2回)</p> <p>○退職金(福祉医療機構退職手当共済制度・社会福祉従事者互助会事業退職金制度)</p> <p>※人事考課(年2回)による評価は、賞与、昇給、昇格に反映されます。</p>							
<p>■ 採用情報</p>	<table border="1"> <tr> <td>●大卒初任給月給</td> <td>199,300円(個別手当等含まず)</td> </tr> <tr> <td>●賞与月額</td> <td>4ヶ月</td> </tr> <tr> <td>●10年後のモデル賃金</td> <td>238,600円(個別手当等含まず)</td> </tr> </table>	●大卒初任給月給	199,300円(個別手当等含まず)	●賞与月額	4ヶ月	●10年後のモデル賃金	238,600円(個別手当等含まず)	
●大卒初任給月給	199,300円(個別手当等含まず)							
●賞与月額	4ヶ月							
●10年後のモデル賃金	238,600円(個別手当等含まず)							

## 職場環境・多様な働き方

<p>■ 職場環境・多様な働き方の改善</p> 	<p>★平成29年から、介護ロボット(ベッド上での入所者の睡眠状況等をスキャンする見守りロボット)を1台導入し、夜間時などの介護職員の負担軽減を図っています。</p> <p>★介護記録等のICT化(タブレット端末の導入)を行い、大幅な省力化を進めています。</p> <p>★事業所限定雇用制度を導入し、転勤の心配なく安心して働き続けられる職場環境を提供しています。</p>
---	--

## 休暇制度・福利厚生

<p>■ 休暇制度</p> 	<p>●正規職員年間休日数</p> <p>●主な休暇制度</p> <p>●休暇制度の特色</p>	<p>108 日</p> <p>○年次有給休暇(年20日) ○特別有給休暇(結婚、配偶者の出産、忌引等) ○育児休業、介護休業 ○子の看護休暇 ほか</p> <p>★永年勤続休暇 ・永年勤続表彰規定があり、記念品の贈呈と慰労を兼ねて特別有給休暇(7日)を付与しています。</p> <p>★特別休暇制度(5連休取得制度) ★アニバーサリー休暇(年1日)</p>	<p>●正規職員年次有給休暇取得率</p> <p>92.1 %</p>
<p>■ 職員の福利厚生</p> 	<p>★職員の子供が大学等へ進学する際の奨学金の貸与制度を設けており、介護職場への就職など一定の条件を満たせば返還を免除する制度も設けています。(貸与額:60万円/年)</p> <p>★永年勤続表彰を実施しています。(20年=10万円の旅行券+特別有給休暇5日、10年=記念品+特別有給休暇1日)</p> <p>★クラブ活動への助成を行っており、事業団のソフトボール大会で、◇◇作業所のチームが優勝するなど、活発なクラブ活動が行われています。</p>		
<p>■ 育児休業関係</p>	<p>●育児休業制度</p> <p>●育児休業取得者数(過去3年間)</p>	<p>あり</p> <p>男性 0 人</p> <p>女性 23 人</p>	
<p>■ 育児・介護を両立できる取組</p> 	<p>★学校行事参加のための特別休暇制度を設けており、参観日、運動会、PTAなど、様々な学校行事に柔軟に対応できるよう配慮しています。</p> <p>★事業所内保育所を設置しており、現在、8名の子供達が利用しています。施設入所者と子供たちとの世代間交流事業を取り入れることで、お年寄りの精神衛生面にも好影響を与えています。</p>		
<p>■ 健康管理の取組</p> 	<p>★法定外検診(がん検診)の受診を義務づけており、受診料の全額を事業所で負担しています。</p> <p>★予防接種については、義務づけと勧奨の区分を設け、全額負担、または、一部補助を行っています。</p> <p>★職員を対象としたメンタルヘルス研修会を開催しているほか、守秘義務に配慮した相談体制(フロチャート等)を整備しています。</p>		

## 地域交流・地域貢献の取組

<p>■ 地域交流事業の取組</p> 	<p>★年に1回、定期的に地域住民を対象とした家族介護教室を開催するほか、要望に応じて、随時、介護出前講座も開催しています。(昨年度の家族介護教室では、30名が参加し、認知症ケアをテーマに開催しました。)</p> <table border="1" data-bbox="411 1615 1359 1715"> <tr> <td>●施設見学受入</td> <td>あり</td> <td>(前年度受入実績: 78 人)</td> </tr> <tr> <td>●ボランティア、職場体験の受入</td> <td>あり</td> <td>(前年度受入実績: 120 人)</td> </tr> <tr> <td>●介護実習の受入</td> <td>あり</td> <td>(前年度受入実績: 66 人)</td> </tr> </table>	●施設見学受入	あり	(前年度受入実績: 78 人)	●ボランティア、職場体験の受入	あり	(前年度受入実績: 120 人)	●介護実習の受入	あり	(前年度受入実績: 66 人)
●施設見学受入	あり	(前年度受入実績: 78 人)								
●ボランティア、職場体験の受入	あり	(前年度受入実績: 120 人)								
●介護実習の受入	あり	(前年度受入実績: 66 人)								
<p>■ 地域貢献・地域公益活動の取組</p> 	<p>★岡山市社会福祉協議会を中心として、地域の社会福祉法人とネットワークを構築し、地域課題を解決するための地域公益活動に参加しています。</p> <p>★岡山市と協定を締結し、福祉避難所の指定を受けており、災害時には要配慮者の避難施設として機能できるよう、年に1回実際の運営の模擬訓練を行っています。</p>									

## 他制度での認証・認定状況

<p>■ 取組状況</p>	<p>●第三者評価の受審</p> <p>●他制度での認証・認定状況</p> <p>●自己評価・自己点検等実施状況</p>	<p>あり (受審年度…令和 3 年度)</p> <p>くろみん認定(2022年)</p> <p>CHECK &amp; ACTION25(2023年)</p>
---------------	--	--

## IV 申請から宣言登録・公表までの流れについて

### 【申請準備】

#### 1 事前確認

次の各項目のすべてに該当する法人が有する事業所が、宣言できます。

●県内に法人本部があり、福祉・介護職員が従事する施設・事業所を有する法人であること。ただし、全国展開する法人で県外に法人本部がある場合は、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会が認めた場合に限ります。

●社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が実施する「無料職業紹介事業」の求人検索サイト「福祉のお仕事」へ事業所登録をしている法人であること。<https://www.fukushi-work.jp/>

●事業の実施に係る関係法令に違反している法人でないこと。

①評価項目・宣言基準（5区分18項目）を満たしていることを確認してください。

宣言基準チェックリスト（様式第2号）を参考に、基準を満たしていることを確認してください。

②スタート応援相談（毎月1回第3水曜日）をご利用ください。

#### 2 必要書類の準備・作成

○申請に必要な資料を準備してください。

**（様式①②）「提出書類確認表」を参考に、申請時に提出が必要となる書類を確認のうえご準備ください。**

◇指定様式【様式①②、様式第1号～第5号】については、協議会HPからダウンロードしてください。

その他、添付書類についてもご準備ください。

●（様式第3号）「宣言事業所HP公表内容記入シート」を作成してください

（6頁～9頁を参考に、公表内容を記載し、写真等の画像も貼り付けてください）

### 【登録申請】

#### 3 必要書類の提出

**【登録申請受付：年2回 前期4月、後期10月】**

○受付期間中に、協議会（事務局：岡山県福祉人材センター）あて必要書類を郵送・メール等にて送付してください。送付内容について、ご不明な点は事務局へご連絡ください。

\*「提出書類確認表」により、不備等がないか、再度ご確認ください。

・様式第3号「宣言事業所HP公表内容記入シート」のみ、Excelデータをメールで下記アドレスまで提出してください。E-mailアドレス：[jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp](mailto:jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp)

### 【認証審査】

#### 4 書類確認 / 現地確認 / 審査会（協議会が行います）

○協議会事務局にて書類確認を行った後、現地確認を行います。

◇現地確認日については、協議会事務局から日程調整の連絡をします。

◇現地確認当日は、現地確認する関係書類の準備をお願いします。

○登録認証審査会において、決定します。

### 【登録・公表・更新】

#### 5 宣言内容の登録・公表(見える化)（協議会が行います）

○協議会HP（おかもまフクシ・カイゴWEB）にて、公表します。

◇（様式第3号）「宣言事業所HP公表内容記入シート」の内容をHP上に掲載します。

◇岡山県HP、県社協HP等でもリンクを張り、広く一般県民に公表します。

○事業所に対し、登録証を交付します。

#### 6. 更新手続き（継続的な取組）

●3年毎に更新申請を行ってください（宣言の有効期間は3年です）。

◇有効期間内でも、必要に応じて変更届や辞退届の提出をすることが可能です。

・五つ星宣言事業所が連続し、五つ星宣言事業所として認証された場合は、登録有効期間は5年となります。

# 『おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言』 認証制度 登録申請 提出書類確認表

【様式①】

申請年月日 令和 年 月 日

<b>■ 法人名</b>	
--------------	--

* 下記、提出書類・添付資料がすべて揃っていることを再度、ご確認ください。		申請者 チェック
指定様式 【第1号 ～5号】	・提出書類確認表・宣言事業所一覧【こちらの用紙①②】	<input type="checkbox"/>
	・「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」登録申請書【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
	・宣言基準チェックリスト【様式第2号】	<input type="checkbox"/>
	・宣言事業所HP公表内容記入シート【様式第3号】	<input type="checkbox"/>
	・関係法令を遵守する旨の誓約書【様式第4号】	<input type="checkbox"/>
	・必要事項申告書【様式第5号】及び 添付書類（3点）	<input type="checkbox"/>

区分	【評価項目・宣言基準】	評価項目申請書 添付書類	
I【基本項目】	1.法人理念・運営方針	◆人材募集関係資料（事業所で作成しているパンフレット等）【現物】	<input type="checkbox"/>
II【新規採用職員の育成体制】★	2.新規採用職員の育成	◆新規採用職員育成計画書（新卒・中途／正規・非正規を含む）【写】	<input type="checkbox"/>
	3.離職率	・正規職員の直近3か年の平均離職率	【 % 】 (添付なし)
III【キャリアパスと人材育成】★	4.キャリアパス制度の導入	◆キャリアパス（規程等）【写】	<input type="checkbox"/>
	5.人材育成計画書の策定	◆人材育成計画書【写】	<input type="checkbox"/>
	6.資質向上研修実施	◆人材育成計画に沿った資質向上研修の要項等【写】	<input type="checkbox"/>
	7.資格取得に対する支援		(添付なし)
IV【給与体系・職場環境】★	8.人材育成を目的とした面談・評価制度の実施		(添付なし)
	9.給与体系又は給与表の導入	◆給与規程（給料表含む）【写】 *最低賃金確認済	<input type="checkbox"/>
	10.職場環境・多様な働き方の改善		(添付なし)
	11.休暇制度・労働時間縮減の取組	◆就業規則等【写】	<input type="checkbox"/>
	12.職員の福利厚生制度	◆福利厚生規程等 取組の概要がわかるもの【写】	<input type="checkbox"/>
	13.育児・介護を両立できる取組	◆育児・介護を両立できる取組の制度概要のわかるもの【写】	<input type="checkbox"/>
V【地域貢献】★	14.健康管理に関する取組	◆健康管理規程等（衛生委員会の実施等）【写】	<input type="checkbox"/>
	15.地域交流事業の取組 16.地域貢献・地域公益活動の取組	◆地域交流事業の取組や地域貢献活動の取組概要のわかるもの（広報誌等）【写】	<input type="checkbox"/>
VI【他認証】	17.他制度での認証・認定状況	◆第三者評価受審証明書【写】 ◆他制度での認証・認定書【写】 ※その他、自己評価・自己点検等を実施している場合は、実施報告書	<input type="checkbox"/>
VII【法令遵守】	18.関係法令の遵守	・関係法令を遵守する旨の誓約書【様式第4号】 ・必要事項申告書【様式第5号】及び 添付書類（3点）	【再掲】
★各【区分】評価項目内で、より進んだ取組・モデル的な取組事例がある場合は、概要がわかる資料を提出してください。（評価項目NO. 記載）			<input type="checkbox"/>

## VI 要 綱

### おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言制度(以下「宣言制度」という。)は、自ら人材育成や就業環境の改善など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、一定の基準を満たした福祉・介護事業所の宣言内容について、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会(以下「協議会」という。)が確認し、登録するものであり、その確認した宣言内容を公表(見える化)することで、事業所の切磋琢磨を促し、福祉・介護業界全体のレベルアップ、福祉・介護職員の定着及び求職者に選んでもらえる職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(宣言事業所)

第2条 宣言制度の対象となる事業所(以下「宣言事業所」という。)は、次の各号の全てに該当する法人が有する事業所とする。

- (1) 県内に法人本部があり、福祉・介護職員が従事する施設・事業所を有すること。ただし、全国展開する法人で県外に法人本部がある場合は、協議会が認めた場合に限る。
- (2) 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が実施する無料職業紹介事業の求人検索サイト「福祉のお仕事」に登録をしていること。
- (3) 事業の実施に係る関係法令に違反していないこと。

(宣言の申請手続)

第3条 宣言事業所の登録を希望する法人は、別に定める様式に必要書類を添えて協議会へ提出するものとする。

(宣言の評価項目等)

第4条 宣言の基準は、別表のとおりとする。

- 2 別表に定める宣言基準のうち、必須とされているものを全て満たしていると認められる事業所は、一つ星宣言事業所とする。
- 3 前項の基準を満たした宣言事業所であって、より進んだ取組又はモデル的な取組の事例があると認められるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業所とする。
  - (1) 別表中1つの区分(基本項目、他認証及び法令遵守を除く。以下同じ。)において、より進んだ取組又はモデル的な取組の事例があると認められるもの 二つ星宣言事業所
  - (2) 別表中2つの区分において、それぞれより進んだ取組又はモデル的な取組の事例があると認められるもの 三つ星宣言事業所
  - (3) 別表中3つの区分において、それぞれより進んだ取組又はモデル的な取組の事例があると認められるもの 四つ星宣言事業所
  - (4) 別表中4つの区分において、それぞれより進んだ取組又はモデル的な取組の事例があると認められるもの 五つ星宣言事業所

(宣言事業所の登録等)

第5条 協議会は、第3条の申請があった場合は、現地確認を行うものとする。

2 協議会は、提出書類及び現地確認の結果をもとに宣言内容を審査し、適当と認める場合は、宣言事業所として登録し、申請を行った法人に対し、おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言事業所登録証を交付する。

3 宣言内容は、協議会のホームページで公表するものとする。

(登録の有効期間等)

第6条 登録の有効期間は、宣言事業所として登録をした日から起算して3年間とする。ただし、五つ星宣言事業所として連続し、認証された場合は、登録の有効期間を宣言事業所として更新登録をした日から起算して5年間とすることができる。

2 前項の有効期間が終了した後、引き続き宣言事業所として登録を希望する法人は、第3条の規定による申請を再度行うことができる。

(宣言内容の変更)

第7条 宣言事業所として登録された法人は、宣言内容に変更が生じた場合は、別に定める変更届及び宣言内容が確認できる書類を協議会に提出しなければならない。

(宣言事業所の取消し)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、宣言事業所の登録の取消しを行うことができる。

(1) 事業所が宣言基準に適合しなくなった場合

(2) 宣言事業所として登録された法人から、辞退の申出があった場合

(3) 宣言事業所として登録された法人が解散又は事業の廃止若しくは休止をした場合

(4) その他協議会が宣言を取り消す必要があると認めた場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宣言制度の実施について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言認証法人一覧（2023.9時点）

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉人材センター

登録年	登録番号	法人名【★★★★★】	市町村	事業所	事業所数
R1(2019)前期 ★R4(2022)更新	OKA00001更①	社会福祉法人まこと会	吉備中央町他	特別養護老人ホームかもがわ荘など(9事業所)	9
	OKA00002更①	社会福祉法人松園福祉会	倉敷市	特別養護老人ホームあすなろ園など(10事業所)	10
	OKA00003更①	社会福祉法人日本原荘	津山市	特別養護老人ホーム日本原荘など(15事業所)	15
	OKA00004更①	社会福祉法人クムレ	倉敷市	幼保連携型認定こども園小ざくら保育園など(38事業所)	38
	OKA00005更①	社会福祉法人 鴻仁福祉会	岡山市	特別養護老人ホーム愛光苑など(5事業所)	5
R1(2019)後期 ★R4(2022)更新	OKA00006更①	社会福祉法人純晴会	倉敷市	特別養護老人ホーム浮洲園など(8事業所)	8
	OKA00007更①	医療法人たくふう会	岡山市	旭竜クリニックなど(12事業所)	12
	OKA00008更①	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会	岡山市	特別養護老人ホームみなみがた荘など(21事業所)	21
	OKA00009更①	社会福祉法人 鷺山会	倉敷市	特養倉敷シルバーセンターなど(11事業所)	11
R2(2020)前期 ★R5(2023)更新	OKA00010更①	社会福祉法人愛誠会	新見市	特別養護老人ホーム唐松荘など(8事業所)	8
	OKA00011更①	富田ケアセンター有限公司	倉敷市	看護小規模多機能ホーム桃の鈴花など(30事業所)	30
	OKA00012更①	社会福祉法人吉備健生会	吉備中央町	特別養護老人ホーム吉備高原賀陽荘など(5事業所)	5
	OKA00013更①	社会福祉法人藤花会	瀬戸内市	特設養護老人ホームせとうちなど(5事業所)	5
R2(2020)後期	OKA00014更①	社会福祉法人天神会	笠岡市	特別養護老人ホーム天神荘など(18事業所)	18
	OKA00015	社会福祉法人 めやす箱	倉敷市	児童発達支援センター めやすぼこ など(24事業所)	24
R3(2021)前期	OKA00016	社会福祉法人吉備の里	吉備中央町	吉備の里希望 など (9事業所)	9
	OKA00017	社会福祉法人 愛あい会	岡山市	ケアハウスさえずりなど (7事業所)	7
	OKA00018	社会福祉法人 深山会	玉野市	特別養護老人ホームいこい荘など (3事業所)	3
	OKA00019	株式会社創心會	倉敷市	創心会リハビリ倶楽部 茶屋町など (43事業所)	43
R3(2021)後期	OKA00020	特定非営利活動法人ネットワークつむぎ	高梁市	つむぎ高梁など (4事業所)	4
	OKA00021	社会福祉法人 報恩積善会	岡山市	養護老人ホーム報恩積善会特定施設 報恩積善会(2事業所)	2
	OKA00022	社会福祉法人 敬友会	岡山市他	特別養護老人ホーム共生苑など(26事業所)	26
	OKA00023	社会福祉法人 王慈福祉会	倉敷市	特別養護老人ホーム王慈園など(15事業所)	15
	OKA00024	社会福祉法人 岡山中央福祉会	岡山市	特別養護老人ホーム 中野けんせいえんなど(18事業所)	18
	OKA00025	社会福祉法人 和福祉会	倉敷市	特別養護老人ホーム庄の里(本館)など(17事業所)	17
R4(2022)前期	OKA00026	社会福祉法人 ますみ会	倉敷市	特別養護老人ホームますみ荘など(3事業所)	3
	OKA00027	社会福祉法人 雪舟福祉会	総社市	シルバーセンターセレーノ総社など(10事業所)	10
R4(2022)後期	OKA00028	社会福祉法人 清桜会	岡山市	特別養護老人ホームあさひ園など(5事業所)	5
R5(2023)前期	OKA00029	社会福祉法人 岡山博愛会	岡山市	岡山博愛会病院など(12事業所)	12
	OKA00030	社会福祉法人 ことぶき会	岡山市	特別養護老人ホーム宇甘川荘など(13事業所)	13
	OKA00031	社会福祉法人 恭和会	井原市	ケアハウス四季が丘など(7事業所)	7
	OKA00032	社会福祉法人 ももぞの学園	岡山市	障害児入所施設ももぞの学園など(11事業所)	11
					<b>424</b>

★R5(2023)前期（新規）3法人31事業所、（更新）4法人58事業所が認証されました。

すまいる宣言事業所認証法人 32法人 424事業所（2023年9月時点）

「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」は、自ら人材育成や就業環境の改善など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、一定の基準を満たした福祉・介護事業所の宣言内容について、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会において確認し、宣言事業所として登録する制度です。

すまいる宣言法人の詳細資料等は、下記ホームページをご覧ください。

<https://smile.okayama-fukushikaigo.jp/>



おかやま☆フクシ・カイゴ職場  
**すまいる宣言**





# 「すまいる宣言」 認証制度に登録して、 事業所をPRしませんか？

## ●おかやま★フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言とは…

働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、一定の基準を満たした福祉・介護事業所の宣言内容について、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会が確認し、宣言事業所として登録する制度です。

## ●すまいる宣言スタート応援相談事業とは…

- ▶ 『申請したいが、どこから手を付けていいのかわからない』『宣言基準にある●●に組みたいが、始めるためのポイントや方法を教えてほしい』といった質問について、本事業に関わる社会保険労務士が相談に応じます。
- ▶ **申請をお考えの場合は、申請前に本事業をご利用ください。**
- ▶ 更新申請の法人の方もご利用いただけます。



## 【すまいる宣言スタート応援相談日程】

【日時】 毎月1回 第3水曜日 13～16時

令和5年 8/16・9/20・10/18・11/15・12/20

令和6年 1/17 ・2/21 ・3/13 (\*3月のみ第2水曜日)

【方法】 電話・来所・オンラインいずれでも可。相談日の5日前までに電話でお申込みください。予約状況によりますが、当日の電話相談も可能です。

【相談場所等】 来所 岡山県福祉人材センター（岡山市北区南方2丁目13-1）  
電話 086-226-3507

2023年3月現在、29法人386事業所が認証され、職員が笑顔で働きやすい職場環境づくりなど特色ある取り組みを公表しています。学生、求職者に対して、法人の職場の環境や育成制度のアピールにすまいる宣言認証制度を活用してください。

◇制度の概要や登録申請の手続きにつきましては、下記ホームページにてご確認ください。

「すまいる宣言」ホームページ(<https://smile.okayama-fukushikaigo.jp/>) →



【お問合せ先】岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会事務局

岡山県福祉人材センター（社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1階 TEL 086-226-3507





## 【お問い合わせ先・申請書類送付先】

### 岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会

事務局：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（岡山県福祉人材センター）

〒700-0807

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階

TEL: 086-226-3507

FAX: 086-801-9190

メール: jinzaicenter@fukushikayama.or.jp

本協議会ホームページ「おかやまフクシ・カイゴWEB」

<https://www.okayama-fukushikaigo.jp/>

おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言ホームページ

<https://smile.okayama-fukushikaigo.jp/>

※本事業は、岡山県から受託して実施しています。

(2023.11)